

I 在名外国人

1 国籍別外国人住民数

(単位：人) (各年12月末現在)

区 別	年	国籍別										合計
		中国	韓国又 は朝鮮	フィリピン	ベトナム	ブラジル	ネパール	米国	インドネシア	ペルー	その他	
千種区	26年	1,765	1,390	331	233	66	171	154	34	17	734	4,895
	27年	1,688	1,346	338	392	53	209	159	42	27	778	5,032
	28年	1,720	1,336	378	619	61	304	190	48	25	787	5,468
東区	26年	1,097	783	314	92	48	87	102	17	14	354	2,908
	27年	1,092	790	323	185	52	109	99	30	13	382	3,075
	28年	1,098	781	321	207	61	165	115	31	13	407	3,199
北区	26年	1,373	1,441	846	87	142	170	62	30	57	332	4,540
	27年	1,377	1,383	887	129	128	207	64	30	57	352	4,614
	28年	1,495	1,362	936	183	137	298	73	41	49	372	4,946
西区	26年	840	856	380	133	113	111	109	16	27	414	2,999
	27年	817	835	403	241	116	155	88	24	20	478	3,177
	28年	827	843	415	311	111	289	83	27	22	508	3,436
中村区	26年	1,135	1,578	310	329	55	356	83	21	26	497	4,390
	27年	1,105	1,531	321	598	54	460	78	36	27	517	4,727
	28年	1,098	1,474	335	908	86	794	97	26	25	610	5,453
中区	26年	2,995	1,176	1,561	180	214	182	193	50	46	999	7,596
	27年	2,847	1,180	1,589	256	205	255	202	47	38	986	7,605
	28年	2,873	1,117	1,740	439	207	467	225	65	35	1,103	8,271
昭和区	26年	1,508	730	171	240	60	63	116	81	11	875	3,855
	27年	1,439	726	170	284	50	89	109	96	16	894	3,873
	28年	1,514	750	180	355	48	115	136	108	18	981	4,205
瑞穂区	26年	469	626	161	49	91	12	64	10	13	181	1,676
	27年	471	598	170	50	79	21	71	21	14	189	1,684
	28年	570	578	183	73	88	30	63	22	13	208	1,828

区別	年	国籍別										合計
		中国	韓国又は朝鮮	フィリピン	ベトナム	ブラジル	ネパール	米国	インドネシア	ペルー	その他	
熱田区	26年	505	443	166	95	140	40	43	14	14	220	1,680
	27年	501	456	164	186	141	67	44	14	14	249	1,836
	28年	521	452	175	180	136	96	54	16	15	311	1,956
中川区	26年	1,675	1,769	566	241	327	110	58	37	69	440	5,292
	27年	1,673	1,734	610	325	345	129	57	37	86	489	5,485
	28年	1,759	1,698	655	478	350	192	66	58	81	539	5,876
港区	26年	1,973	1,545	763	221	1,401	67	18	50	200	750	6,988
	27年	2,037	1,487	828	335	1,382	79	20	50	188	880	7,286
	28年	2,109	1,428	877	445	1,471	96	22	100	196	1,018	7,762
南区	27年	1,452	1,500	658	236	406	64	30	32	138	203	4,719
	27年	1,452	1,445	682	321	379	93	25	32	146	224	4,799
	28年	1,506	1,396	735	449	362	123	25	44	137	247	5,024
守山区	26年	969	1,527	401	121	118	132	54	51	10	356	3,739
	27年	973	1,488	443	158	130	142	54	51	15	377	3,831
	28年	997	1,445	463	222	160	166	65	56	18	430	4,022
緑区	26年	1,525	1,038	402	241	358	81	31	107	126	266	4,175
	27年	1,591	1,033	452	316	355	101	26	107	117	317	4,415
	28年	1,651	1,009	494	447	354	107	28	95	105	346	4,636
名東区	26年	1,117	785	240	25	56	54	293	63	17	525	3,175
	27年	1,156	764	266	38	61	53	309	63	14	599	3,323
	28年	1,204	761	267	54	69	55	333	63	14	629	3,449
天白区	26年	1,071	753	232	122	67	56	84	13	27	397	2,822
	27年	1,074	744	259	137	79	59	92	13	28	446	2,931
	28年	1,114	762	287	180	86	93	99	20	34	477	3,152
計	26年	21,469	17,940	7,502	2,645	3,662	1,756	1,494	626	812	7,543	65,449
	27年	21,293	17,540	7,905	3,951	3,609	2,228	1,497	693	820	8,157	67,693
	28年	22,056	17,192	8,441	5,550	3,787	3,390	1,674	820	800	8,973	72,683

2 外国人留学生（各年度5月1日現在）

(1) 外国人留学生数

(単位：人)

区 分 \ 年 度	24	25	26	27	28
名古屋 市	3,487	3,388	3,232	3,057	3,039
愛 知 県	5,826	5,544	5,154	4,921	4,949
全 国	110,518	108,442	107,277	110,282	117,237
全国（高専、専修含む）	137,756	135,519	139,185	152,062	171,122

愛知県留学生交流推進協議会調べ
 独立行政法人日本学生支援機構調べ
 (*）全国の留学生数については毎年12月頃公表

(注)名古屋市の人数については、市内にある大学（短大を含む）に在学している者であり、市内に住所を有する者を意味しない。

(2) 市内大学別留学生数

(単位：人)

大学名 \ 年 度	24	25	26	27	28
名古屋 大 学	1,611	1,649	1,668	1,613	1,672
南 山 大 学	276	258	255	262	243
名古屋 工 業 大 学	314	303	277	287	291
名 城 大 学	358	335	291	258	223
名古屋 市 立 大 学	126	130	122	121	110
中 京 大 学	134	93	82	73	78
金 城 学 院 大 学	37	34	32	29	31
同 朋 大 学	38	34	24	18	15
大 同 大 学	3	4	5	4	2
椴 山 女 学 園 大 学	12	10	5	11	13
愛 知 東 邦 大 学	40	41	32	21	19
名古屋 女 子 大 学	5	1	1	2	1
名古屋女子大学短期大学部	0	3	2	0	0
名古屋 音 楽 大 学	0	0	2	5	6
豊 田 工 業 大 学	15	15	10	9	16
名古屋 文 化 短 期 大 学	0	0	1	1	0
名古屋 学 院 大 学	113	111	107	80	80
愛 知 大 学	※405	367	316	263	239
計 (校数は留学生在籍校のみ)	15校 3,487	16校 3,388	18校 3,232	17校 3,057	16校 3,039

愛知県留学生交流推進協議会調べ
 ※：市内に移転

(3) 市内大学在学の国・地域別外国人留学生数

(単位：人)

国又は地域	年 度	24	25	26	27	28
中 国	国	2,108	1,998	1,781	1,625	1,531
韓 国	国	308	304	299	262	271
台 湾	湾	108	94	96	102	97
ア メ リ カ	カ	126	121	115	113	114
イ ン ド ネ シ ア	ア	64	75	76	88	96
マ レ ー シ ア	ア	76	79	81	75	66
ベ ト ナ ム	ム	102	101	104	121	143
タ イ	イ	54	53	50	56	69
そ の 他	他	541	563	630	615	652
計		3,487	3,388	3,232	3,057	3,039

愛知県留学生交流推進協議会調べ

(4) 経費別市内大学留学生数

(単位：人)

年 度	国費留学生	外国政府 派遣留学生	私費留学生	合計
平成27年度	418	66	2,573	3,057
平成28年度	448	53	2,538	3,039

愛知県留学生交流推進協議会調べ

Ⅱ 出 入 国 ・ 貿 易

中部国際空港の国際線の就航路線と便数
(1)旅客便

2017年3月31日現在

航 空 会 社	路 線	週 間 運 行 便 数
大韓航空	ソウル(仁川)	14
アジアナ航空	ソウル(仁川)	14
済州航空	ソウル(仁川)	14
大韓航空	釜山	7
韓国 (就航都市数 2) 便数計		49
日本航空	上海(浦東)	7
全日本空輸	上海(浦東)	7
中国国際航空	上海(浦東)	7
中国東方航空	上海(浦東)	7
春秋航空	上海(浦東)	7
中国南方航空	上海-広州	7
中国東方航空	上海-西安	7
中国東方航空	上海-武漢	7
中国東方航空	上海-蘭州	7
上海吉祥航空	上海-厦門	7
中国国際航空	北京	7
中国東方航空	北京	7
日本航空	天津	7
中国南方航空	長春	2
中国南方航空	瀋陽	2
中国南方航空	大連	4
中国南方航空	武漢	2
中国東方航空	青島-成都	7
中国東方航空	煙台-太原	3
中国東方航空	合肥-重慶	3
春秋航空	合肥	3
春秋航空	ハルビン	3
春秋航空	石家荘-フフホト	4
春秋航空	常州-銀川	4
春秋航空	寧波	3
中国 (就航都市数 23) 便数計		131
日本航空	台北	7
チャイナエアライン	台北	11
ジェットスター・ジャパン	台北	3
タイガーエア台湾	台北	5
全日本空輸	香港	7
キャセイパシフィック航空	香港	14
キャセイパシフィック航空	台北-香港	7
香港エクスプレス	香港	7
台湾・香港 (就航都市数 2) 便数計		61
フィリピン航空	マニラ	7
セブ・パシフィック航空	マニラ	4
ジェットスター・ジャパン	マニラ	4
フィリピン航空	セブ	3
ベトナム航空	ハノイ	7
ベトナム航空	ホーチミン	5
日本航空	バンコク	7
タイ国際航空	バンコク	12
シンガポール航空	シンガポール	7
東南アジア (就航都市数 6) 便数計		56
ユナイテッド航空	グアム	14
日本航空	ホノルル	7
デルタ航空	ホノルル	5
ビーチリゾート (就航都市数 2) 便数計		26
デルタ航空	デトロイト	5
北米 (就航都市数 1) 便数計		5
ルフトハンザ・ドイツ航空	フランクフルト	3
フィンランド航空	ヘルシンキ	7

	欧州（就航都市数 2）便数計	10
エティハド航空	北京－アブダビ	7
	中東（就航都市数 1）便数計	7
	旅客便（就航都市数 39）計	345

※就航都市数は成田を除く

(2)貨物便

航空会社	週間運行便数
全日本空輸	6
エアホンコン	5
ポーラーエアカーゴ	15
	貨物便 計
	26

国際線 合計 週 3 7 1 便

Ⅲ 国 際 会 議 等

1 都市別国際会議の開催件数 <平成27年上位15都市>

	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
東京 (23区)	460	440	480	497	491	470	500	531	543	557
福岡市	126	151	172	206	216	221	252	253	336	363
仙台市	45	51	63	60	72	40	81	77	80	221
京都市	154	183	171	164	155	137	196	176	202	218
横浜市	103	157	184	179	174	169	191	226	200	190
名古屋市	⑤109	⑤109	⑤130	⑤124	⑤122	⑤112	⑥126	⑥143	⑤163	⑥178
大阪市	111	76	77	94	69	72	140	172	130	139
神戸市	76	89	94	76	91	83	92	93	82	113
札幌市	48	44	77	82	86	73	61	89	101	107
千里地区	49	32	53	71	65	54	113	113	104	94
北九州市	28	43	47	50	49	38	45	57	73	86
広島市	22	20	32	24	25	24	37	50	50	59
つくば地区	64	82	80	74	69	46	53	51	66	53
奈良市	19	23	29	15	33	21	30	31	45	36
岡山市	1	6	2	8	11	13	16	23	33	33
全 国	1,670	1,858	2,093	2,122	2,159	1,892	2,337	2,427	2,590	2,884

(注) 1. 国際会議：日本を含む3ヶ国以上・50名以上の参加がある会議
(特定企業の利益を追求することを目的とした会議を除く)

2. 名古屋の会議件数の前にある○内の数字は、その年における名古屋の日本国内順位である。

3. 千里地区は大阪府の豊中、吹田、茨木、高槻、箕面の各市を指す。
つくば地区は、つくば、土浦の各市を指す。

4. 歴年統計

資料：日本政府観光局「2015年国際会議統計」

平成29年度に名古屋市内で開催される主なコンベンション(予定)

	会 議 名	会 期	内 容	参加者 (内海外・国数)	会 場
1	2016年国際影響評価学会愛知・名古屋	5月11日～14日	環境アセスメントの国内外の動向を共有し、各分野の関係者の有力強化及び関係機関との国際的な連携を強化する国際会議	1,000人 (700人・110カ国)	名古屋国際会議場
2	第72回 世界鑄造会議	5月21日～25日	世界の鑄造関係研究者、技術者が一堂に会し、世界の鑄造技術の交流と日本の鑄造分野の強さを世界に発信する国際会議	1,000人 (400人・30カ国)	ホートメッセなごや
3	The 2016 International Conference on Business and Information (BAI 2016)	7月3日～5日	情報ビジネスでの研究成果や開発活動を提示するために、世界中から研究者、エンジニア、学者だけでなく産業の専門家のためのプラットフォームを提供する国際会議	500人 (400人・35カ国)	名古屋国際会議場
4	第15回 国際レーザー歯学会	7月17日～19日	世界各地より歯科を含め医学・工学領域のレーザー専門家一同に参集して、最新の知見について学術発表を行い、更なる学術活動の進歩及び臨床向上を図る国際会議	770人 (310人・54カ国)	ウインクあいち
5	国際比較文化心理学会	7月30日～8月3日	世界最大規模の心理学会である本会議を開催することは、研究発表と交流の機会を得ることによりその成果を世界に発信できる契機を提供する国際会議	630人 (470名・55カ国)	ウインクあいち 名古屋大学
6	第18回 結晶成長国際会議	8月7日～12日	結晶成長関連テーマに関して最新の研究成果を持ち寄って発表し相互の情報交換を行うことによりけっしょう成長に関するあらゆる研究領域の更なる進展と拡大に寄与する国際会議	1,000人 (500人・54カ国)	名古屋国際会議場
7	国際外口リス会議2016愛知・名古屋	10月24日～28日	人の移動、社会統合及び多様性について研究者及び政策担当者や実務家等を含めた形成に寄与すると共に移民政策の発展に貢献する国際会議	1,000人 (500人・35カ国)	名古屋国際会議場
8	第42回全国語学教育学年次国際大会／教材展示会	11月25日～28日	国内外の語学教育・学習関係者による語学教育指導・学習の実践能力の向上を目的とした国際会議	1,825人 (161人・26カ国)	ウインクあいち
9	国際ユニヴァーサルデザイン会議	12月9日～11日	ユニヴァーサルデザインのさらなる普及と実現を目的として開催される国際会議。シンポジウム及び展示会、ワークショップ等。	12,000名	名古屋国際会議場

平成28年度に名古屋市内で開催された主なコンベンション

	会議名	会期	内容	参加者 (内海外・国数)	会場
1	ISRS2017	5月17日～19日	アジア地域におけるリモートセンシング(RS)技術の研究及び若手研究者の交流を主目的とした国際会議	350人 (130人・11カ国)	名古屋大学
2	ICAF(アイカフ)	6月5日～9日	航空機の構造の疲労・損傷許容性評価及び構造信頼性・健全性等の関する情報提供及び議論を課題解決を図る国際会議	350人 (200人・18カ国)	ウイングあいち
3	第31回 国際衝撃波シンポジウム	7月9日～14日	基礎学理、実験計測、数値解析等の視点から衝撃波を取り扱い、当該学術分野の深化、産業応用展開、国際コミュニティ形成を促進する国際会議	400人 (240人・23カ国)	名古屋大学
4	ロボカップ2017名古屋世界大会	7月25日～31日	人工知能とロボット工学の融合・発展を目的とした、自律移動ロボットによる国際的な競技大会。サッカーやレスキューなどの競技のほか、展示会や子ども向けイベントなども実施	来場者100,000人 参加者3,000人 (約40カ国)	名古屋国際展示場 武田テパオーシャンアリーナ 愛知大学名古屋キャンパス
5	国際自律神経学会2017	8月30日～9月2日	自律神経学に関する研究・教育の発展を促進することにより、自律神経系の働きの様々な障害に悩まされる方々の治療とその治療法の開発に貢献する国際会議	400人 (200人・26カ国)	ウイングあいち
6	ISO/TC150総会	9月4日～8日	ファインセラミクスに関する国際標準化提案を審議する国際会議	330人 (110人・18カ国)	名古屋国際会議場
7	雷と静電気に関する国際会議	9月13日～15日	航空機、風力発電システム等の雷対策、静電気現象に関連した質の高い論文が発表される国際会議	300人 (80人・17カ国)	ウイングあいち
8	機械翻訳サミット(MT Summit XVI)	9月18日～22日	機械翻訳に関する研究開発・利用法及び政府機関での機械翻訳プロジェクト等、機械翻訳の開発・利用・活動等様々な研究成果を発表する国際会議	300人 (120人・20カ国)	名古屋大学
9	ELR2017 NAGOYA(日本緑化化学会、日本景観生態学会、応用生態工学会3学会合同大会)	9月22日～25日	健全な生態系の維持・修復を視野に入れた国土のプランニングを学界・行政・市民の連携のもとに進めるための研究・技術交流を行う国際会議	500人 (50人・7カ国)	名古屋大学
10	マイクロ固体フォトニクス ASSL2017	10月1日～6日	先端的固体レーザー並びに非線形光学結晶による波長変換に関する研究を中心とした固体フォトニクスの研究成果を発表する国際会議	450人 (350人・17カ国)	名古屋国際会議場
11	第13回 国際脳卒中外科学会	10月27日～29日	脳血管障害全般に関する臨床、研究及び教育についての最新の研究成果を世界各国の臨床医、研究者が発表し討論する国際会議	450人 (250人・39カ国)	キャスルプラザホテル
12	世界授業研究学会2017 名古屋大会	11月22日～27日	世界の授業研究に関わる研究者、実践者がそれぞれの研究成果を発表し、授業研究の価値・意義を見出し、授業研究の研究並びに実践をさらに充実させる国際会議	600人 (400名・30カ国)	名古屋大学

IV 在名古屋国際機関等一覧

1 外国公館等

(2017年10月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
アメリカ合衆国領事館	首席領事 ゲーリー・シェイファー	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル6F	581-4501
アリアンス・フランセーズ 愛知フランス協会	館長 オリヴィエ・サルヴァン	〒464-0819 名古屋市中村区四ツ谷通2-13 ルーツストーンファーストビル 3F	781-2822
カナダ領事館	領事 シェニエ・ラサール	〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目17-6 ナカトウ丸の内ビル6F	972-0450
韓国観光公社名古屋支社	支社長 金 萬眞 (キム・マンジン)	〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目18-19 三井住友銀行名古屋ビル1F	223-3211
韓国ビジネスセンター(名古屋)	館長 金 三植 (キム・サムシク)	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル23F	561-3936
国際連合地域開発センター (UNCRD)	所長 高瀬 千賀子	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル6F	561-9377
大韓民国総領事館	総領事 鄭 煥星 (チョン・ファンソン)	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目19-12	586-9221
中華人民共和国総領事館	総領事 鄧 偉	〒461-0005 名古屋市中区東桜二丁目8-37	932-1098
中国江蘇省国際交流センター 駐日連絡事務所	所長 周 霞萍	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目41-2 ベルピラ那古野2F 202	586-5669
名古屋アメリカン・センター	館長(領事) 不在	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル6F	581-8631
VCA日本事務所 (英国運輸省)	理事 マイケル・マルヴァニー	〒456-0018 名古屋市中村区新尾頭一丁目6-9 金山大和ビル3F	683-8831
ブラジル連邦共和国総領事館	総領事不在	〒460-0002 名古屋市中区丸の内一丁目10-29 白川第8ビル2F	222-1077
フランスCEEJA・アルザス日本事 務所	代表 後藤 淳子	〒464-0804 名古屋市中村区東山元町1-36	789-0811
米国ウェストヴァージニア州政 府日本代表事務所	駐日代表 水谷和代	〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目25-11 日生村瀬ビル7F	953-9798
ペルー共和国総領事館	総領事 アントニオ・ミランダ	〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目2-23 アーク白川公園ビルディング3F	209-7851

2 名誉(総)領事館

(2017年10月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
エチオピア連邦民主共和国 名誉領事館	名誉領事 松本 定道	〒460-0008 名古屋市中区栄3-35-1 中京総合警備保障(株)内	757-4312
オーストリア共和国名誉領事館	名誉領事 山口 千秋	〒450-6216 名古屋市中村区名駅四丁目7-1 ミッドランドスクエア16F 東不動産(株)内	584-7111
オランダ名誉領事館	名誉領事 岡谷 篤一	〒460-8666 名古屋市中区栄二丁目4-18 岡谷鋼機(株)内	204-8100

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
カザフスタン共和国名誉領事館	名誉領事 清水 順三	〒450-8575 名古屋市市中村区名駅四丁目9-8 豊田通商(株)内	584-5056
ガンビア・イスラム共和国 名誉領事館	名誉領事 ビントウ・クジャビ・ジャ ロ	〒451-0045 名古屋市西区名駅2-25-3 ハインスト浜島3C Harmony Language School内	なし
カンボジア王国名誉領事館	名誉領事 高田 誠喜	〒461-0004 名古屋市東区葵三丁目14-20 エルシドビル3F	979-5578
ケニア共和国名誉領事館	名誉領事 加留部 淳	〒450-8575 名古屋市市中村区名駅4-9-8 豊田通商(株)内	584-5019
コスタリカ共和国名誉総領事館	名誉総領事 豊田 章男	〒450-8711 名古屋市市中村区名駅四丁目7-1 トヨタ自動車(株)内	552-2111
コロンビア共和国名誉領事館	名誉領事 中村 規	〒460-0017 名古屋市中区松原二丁目10-7 (株)萬葉庵5F	332-1124
シンガポール共和国 名誉総領事館	名誉総領事 田中 英成	〒460-0006 名古屋市中区葵三丁目21-19 (株)メニコン内	935-1258
スペイン名誉領事館	名誉領事 山本 亜土	〒450-8501 名古屋市市中村区名駅一丁目2-4 名古屋鉄道(株)内	571-2141
スリランカ民主社会主義 共和国名誉総領事館	名誉総領事 赤羽 昇	〒451-8501 名古屋市西区則武新町三丁目1-36 (株)ノリタケ内	561-7123
タイ王国名誉総領事館	名誉総領事 三輪 芳弘	〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目6-29 興和(株)内	963-3451
デンマーク王国名誉領事館	名誉領事 豊田 周平	〒450-8711 名古屋市市中村区名駅四丁目7-1 トヨタ自動車(株)内	080- 6987-0070
ドイツ連邦共和国名誉領事館	名誉領事 川口 文夫	〒461-8680 名古屋市東区東新町1 中部電力(株)内	951-8211
ニュージーランド名誉領事館	名誉領事 内藤 進	〒454-0802 名古屋市中川区福住町2-26 リンナイ(株)内	361-8211
バングラデシュ人民共和国 名誉総領事館	名誉総領事 江川 豪雄	〒455-8555 名古屋市港区大江町2-15 三菱航空機(株)内	611-2210
フィンランド名誉領事館	名誉領事 葛西 敬之	〒450-6101 名古屋市市中村区名駅一丁目1-4 JRセントラルタワーズJR東海内	564-5105
フランス名誉領事館	名誉領事 加藤 宣明	〒450-0003 名古屋市市中村区名駅南1-27-2 日本生命笹島ビル11F (株)デンソーITソリューションズ内	586-5425
ベトナム社会主義共和国 名誉領事館	名誉領事 夏目 長門	〒464-0057 愛知県名古屋市千種区法王町2-5-G10D	715-6755
ベルギー王国名誉領事館	名誉領事 豊田 鐵郎	〒451-6017 名古屋市西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー (株)豊田自動織機内	589-9440
ポルトガル名誉領事館	名誉領事 深谷 紘一	〒450-0003 名古屋市市中村区名駅南1-27-2 日本生命笹島ビル11F (株)デンソーITソリューションズ内	586-5423
メキシコ合衆国名誉領事館	名誉領事 内山田 竹志	〒450-8711 名古屋市市中村区名駅4-7-1 トヨタ自動車(株)内	552-2111

モンゴル国名誉領事館	名誉領事 安藤 琢弥	〒454-0926 名古屋市千種区打出2-70 松蔭病院内	352-3251
ラオス人民民主共和国 名誉領事館	名誉領事 中野 重哉	〒464-8650 名古屋市千種区楠元町1-100 学校法人愛知学院内	751-2572

3 国際研修機関

(2017年10月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
公益財団法人 アジア保健研修所	理事長 斎藤 尚文	〒470-0111 愛知県日進市米野木町南山987-30	0561- 73-1950
公益財団法人 オイスカ	代表理事 中野 悦子	<中部日本研修センター> 〒470-0328 愛知県豊田市勘八町勘八27-56	0565- 42-1101
一般財団法人 海外産業人材育成協会	会長 岡村 正		
独立行政法人国際協力機構 中部国際センター	所長 阪倉 章治	〒453-0872 名古屋市中村区平池町4丁目60-7	533-0220

4 愛知県内の国際交流団体

下記のインターネットサイトにて検索することができます。

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/topj/indexj.html>

(愛知県国際交流協会ホームページ)

*市内民間交流団体数 135

資料：公益財団法人 愛知県国際交流協会「国際交流ハンドブック 2017年度版」

5 その他

(2017年10月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
公益財団法人 愛知県国際交流協会	会長 神田 真秋	〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目6-1 愛知県三の丸庁舎内	961-8744
愛知留学生会		〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学国際教育交流センター内	788-6117
愛知留学生会後援会	会長 石田 幸男	〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学国際教育交流センター内	788-6117
特定非営利活動法人 名古屋NGOセンター	理事長 西井 和裕	〒460-0004 名古屋市中区新栄町2丁目3番地 YWCAビル7階	228-8109
学校法人名古屋国際学園	校長 マシュー・パー	〒463-0002 名古屋市中村区中志段味南原2686	736-2025
なごや国際交流団体協議会	会長 滝 リンダ	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル4F NIA事務局	581-5630
公益財団法人 名古屋国際センター	理事長 矢野 秀則	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル内	581-5674
日本貿易振興機構(JETRO) 名古屋貿易情報センター	所長 藤井 真也	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 愛知県産業労働センター18階	589-6210

V 関係条例等

1 名古屋市国際交流事業積立基金条例

昭和63年3月31日

条例第37号

(設置の目的)

第1条 国際交流事業の推進を図る資金に充てるため、名古屋市国際交流事業積立基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、国際交流事業を推進するための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、国際交流事業の推進を図る資金に充て、又は基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 名古屋市国際化推進会議規程

昭和62年8月1日

達第29号

(設置)

第1条 国際都市をめざした生活、文化及び経済などの各方面における国際化施策を円滑に推進するため、名古屋市国際化推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 国際化の推進に関する諸施策の協議及び調整に関すること。
- (2) 国際化の推進に関する諸施策の情報収集に関すること。
- (3) その他国際化の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は観光文化交流局主管副市長とし、副会長は観光文化交流局長とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、必要の都度会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 推進会議には、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(幹事)

第6条 推進会議に幹事を置き、別表に掲げる職にある者その他会長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

2 幹事は、会長の命を受け、推進会議の事務について委員を補佐する。

(事務局)

第7条 推進会議の所掌事務を処理させるため、推進会議に事務局を置く。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成元年達第8号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成2年達第6号)抄

1 この達は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年達第5号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成6年達第1号)

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年達第7号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成12年達第62号)

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年達第4号)抄

1 この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年達第22号)抄

1 この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年達第4号)抄

1 この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年達第22号)抄

1 この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年達第11号)

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年達第10号)抄

1 この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年達第45号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年達第31号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年達第7号)抄

1 この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年達第7号)抄

1 この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年達第5号)抄

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年達第6号)抄

この達は、平成28年4月1日から施行する。

別表

委員	会計室長
〃	防災危機管理局長
〃	市長室長
〃	総務局長
〃	財政局長
〃	市民経済局長
〃	環境局長
〃	健康福祉局長
〃	子ども青少年局長
〃	住宅都市局長
〃	緑政土木局長
〃	上下水道局長
〃	交通局長
〃	病院局長
〃	消防長
〃	選挙管理委員会事務局長
〃	監査事務局長
〃	人事委員会事務局長
〃	教育長
〃	市会事務局長
〃	総務局企画調整監
〃	総務局企画部長
〃	観光文化交流局観光交流部長
〃	中村区長
〃	中区長
幹事	会計室出納課長
〃	防災危機管理局総務課長
〃	市長室秘書課長
〃	総務局総務課長
〃	総務局企画部企画課長
〃	総務局総合調整部主幹(調整)
〃	財政局財政部財政課長
〃	市民経済局企画経理課長
〃	観光文化交流局総務課長

〃	観光文化交流局観光交流部観光推進室長
〃	観光文化交流局観光交流部国際交流課長
〃	観光文化交流局観光交流部主幹（多文化共生・国際貢献）
〃	環境局総務課長
〃	健康福祉局総務課長
〃	子ども青少年局子ども未来課長
〃	住宅都市局企画経理課長
〃	緑政土木局企画経理課長
〃	上下水道局企画経理部経営企画課長
〃	交通局営業本部企画財務部経営企画課長
〃	病院局管理部総務課長
〃	消防局総務部総務課長
〃	選挙管理委員会事務局次長
〃	監査事務局監査第一課長
〃	人事委員会事務局審査課長
〃	教育委員会事務局総務部企画経理課長
〃	市会事務局総務課長
〃	中村区企画経理室長
〃	中区企画経理室長

3 名古屋市国際化推進会議の運営について

第1条 この定めは名古屋市国際化推進会議規程(昭和62年名古屋市達第29号)第8条の規定に基づき、名古屋市国際化推進会議(以下「推進会議」という。)の運営の細目に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 規程第7条により設置する事務局を観光文化交流局観光交流部国際交流課に置き、事務局長を観光文化交流局観光交流部長をもって充てる。

第3条 推進会議及び事務局の庶務は、観光文化交流局観光交流部国際交流課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和62年8月1日から施行する。

この要綱は、昭和63年6月12日から施行する。

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この定めは、平成18年4月1日から施行する。

この定めは、平成28年4月1日から施行する。

4 名古屋国際センター条例

昭和59年4月3日
条例第38号

(設置)

第1条 地域の国際化を推進し、住民の福祉と文化の向上を図るため、次のように名古屋国際センターを設置する。

名称 名古屋国際センター

位置 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

(事業)

第2条 名古屋国際センター（以下「センター」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の国際化推進のための情報提供及び相談
- (2) 地域の国際化推進のための講座及び研修の実施
- (3) 地域の国際化推進に取り組む団体及び個人の活動の促進
- (4) センターの施設の供用
- (5) その他地域の国際化を推進するため市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 センターの施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用の許可」という。)をしてはならない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
 - (2) センターの管理上支障があるとき。

- 3 市長は、使用の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第4条 センターの施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第11条の規定によりセンターの管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

- 2 使用者は、利用料金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

- 3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(利用料金の減免)

第5条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。
(利用料金の不還付)

第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、センターの施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用目的に違反したとき。
- (3) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれのあるとき。
- (5) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第8条 使用者は、センターの施設の使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、使用を終わったとき、又は第7条の規定により使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに前条の規定による承認を受けて設けた特別の設備を撤去し、かつ、センターの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第11条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする者が、地域の国際化推進に取り組む団体との連携協力が円滑に得られる体制を整えているものであり、かつ、センターを地域の国際化推進活動の拠点として、その事業を安定的かつ円滑に行うことができる能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外の時間及び休館日に開館することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号)の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設の使用の許可に関すること。
- (3) センターの維持管理及び修繕(原形を变ずる修繕及び模様替を除く。)に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和59年規則第91号で昭和59年8月1日から施行。ただし、第1条及び第9条の規定は、昭和59年10月12日から施行する。)

附 則(平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第38号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に名古屋国際センター条例第3条第1項の規定による許可を受けている者及び同項の許可を申請し、受理されている者に係る前項の日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第90号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋国際センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な

手続並びに同条例第12条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第66号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
別表(略)

5 名古屋国際センター条例施行細則

昭和 59 年 8 月 1 日

規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋国際センター条例(昭和 59 年名古屋市条例第 38 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 名古屋国際センター(以下「センター」という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。ただし、条例別表に掲げる施設にあっては、午前 9 時から午後 9 時までとする。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 月曜日(条例別表に掲げる施設を除く。)
(2) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで
(3) 施設点検日(2 月及び 8 月の第 2 日曜日)

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(使用許可申請の手続)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定によるセンターの施設の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、名古屋国際センター使用申込書(第 1 号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の使用申込書は、使用しようとする日(2 日以上連続して使用しようとする場合は、その初日をいう。)の属する月の前 12 月以後において、提出することができる。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用期間)

第 5 条 センターの施設の使用期間は、同一人が同一施設を使用する場合は、ホール及び展示室については、引き続き 30 日以内、会議室、和室及び研修室については、引き続き 5 日以内

とする。ただし、市長が特別の事由があると認められた場合は、この限りでない。

(使用許可)

第6条 使用許可は、名古屋国際センター使用許可書(第2号様式)を申請者に交付することによって行う。

(附属設備の利用料金の基準額)

第7条 センターの附属設備の利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第5条の規定による利用料金の減免の申請は、名古屋国際センター利用料金減免申請書(第3号様式)により行うものとする。

2 条例第5条に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額を減免する。

- (1) 名古屋市が主催又は共催する地域の国際化推進に資する行事に使用するとき 利用料金の全額
- (2) 地域の国際化推進に資する行事で市長が特に有益と認めるものに使用するとき 利用料金の全額又は2分の1相当の額

(利用料金の還付)

第9条 条例第6条ただし書の規定により既納の利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責に帰することのできない事由によって施設又は附属設備の使用ができないとき。
- (2) 使用者が、使用許可を受けた使用の日(2日以上連続する場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。)の前14日までに使用許可の取消しを申し出たとき。
- (3) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき。

2 利用料金の還付額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に当たるとき 利用料金の全額
- (2) 前項第2号に当たるとき 利用料金の額の2分の1相当の額
- (3) 前項第3号に当たるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(特別の設備)

第10条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用許可の申請の際に併せて行うものとする。

2 前項の承認の申請をする際には、仕様書、図面その他市長が必要と認める資料を併せて提出しなければならない。

(使用权の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の禁止等)

第12条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (6) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入館者の安全確保の措置を講ずること。
- (2) 入館者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

(立入り)

第13条 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用許可をしたセンターの施設に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退館)

第14条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくはその管理するセンターの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し退館を命ずることができる。

(指定管理者の公募)

第15条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務(以下「管理業務」という。)の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第12条第2項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋国際センター指定管理者指定申請書(第4号様式)によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋国際センター指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

第18条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定の期間
- 2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第19条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) センターの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) センターの使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度4月30日までに、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの使用状況
- (3) センターの管理経費等の収支状況
- (4) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(名古屋国際センター指定管理者選定委員会)

第21条 センターの管理を指定管理者に行わせるに当たって、指定管理者の選定に公平性及び透明性を確保するため、名古屋国際センター指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第22条 選定委員会は、事業計画書の内容の審査に関することその他市長が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第23条 選定委員会は、第25条に規定する指定管理者選定委員をもって組織する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、本市の職員のうちから任命した者1人を選定委員会の委員として加えることができる。

- 2 選定委員会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は指定管理者選定委員及び委員の互選によって定め、副会長は会長がこれらの委員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 会長は、必要の都度、選定委員会の会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に参加させることができる。

(指定管理者選定委員)

第25条 法第174条第1項の規定により、指定管理者の選定について、市長に必要な助言をする指定管理者選定委員(以下「選定委員」という。)若干人を置く。

- 2 選定委員は、民間経営若しくは公の施設の管理について識見のある者又は地域の国際化の推進について識見のある者のうちから市長が選任する。

(庶務)

第26条 選定委員会の庶務は、市長室国際交流課において処理する。

(委任)

第27条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第80号)

- 1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋国際センター条例施行細則に基づいて作成されている使用許可申請書は、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成4年規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第79号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成5年規則第125号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届、報告書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書、通知書、承認書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に第1条から第3条までの規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

- 5 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、同条の規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第56号)

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第18号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋国際センター条例施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている使用許可申請書は、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成16年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則の規定は、平成16年4月1日以後の使用について適用する。

附 則(平成17年規則第174号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から附則第6項までの規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋国際センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、平成18年4月1日前においても行うことができる。
- 3 平成18年4月1日において現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理さ

れている者の使用料の額については、なお従前の例による。

- 4 第2条の規定による改正前の名古屋国際センター条例施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている使用申込書及び使用料減免申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 5 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

- 6 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成24年規則第59号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申込書及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成24年規則第121号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

別表(略)